日薬業発第４６６号
平成２４年２月７日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会
会長　児玉　孝

東日本大震災により被災した組合員及び被扶養者に対する一部負担金の
免除措置の延長等について

標記につきまして、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、東日本大震災により被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等）に対する一部負担金の免除措置期間の延長等に関するものです。

東日本大震災に係る組合員等の一部負担金の免除措置期間は平成２４年２月２９日までとされていましたが、今般、当該期間を平成２５年２月２８日まで延長することになりました。

取り急ぎお知らせしますので、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

05

事　務　連　絡
平成24年2月2日

各都道府県市町村担当課　御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東日本大震災により被災した組合員及び被扶養者に対する一部負担金の免除措置の延長等について

東日本大震災により被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の一部負担金の免除措置の取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における地方公務員共済組合制度関係の特例措置について」（平成23年5月13日付け総行福第186号福利課長通知）において、一部負担金の免除措置の期間を平成23年3月11日から平成24年2月29日までとしていましたが、今般、一部負担金の免除を行う期間を下記のとおり延長することとしましたので、適切に対応するとともに、組合員等に対して別添資料により周知徹底するよう、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対する指導方よろしくお願いします。

記

1　一部負担金の免除措置の期間の延長について
　福島原発事故による警戒区域等（※1）の全ての住民（組合員等）（※2）については一部負担金の免除措置を平成25年2月28日まで延長すること。（※3）

（※1）警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）
（※2）震災発生後、他市町村へ転出した組合員等を含む。
（※3）警戒区域等以外の組合員等についても地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の判断により、一部負担金の免除等を延長することは可能であるので、各組合において、組合員等の状況及び健康保険組合の対応状況等を踏まえ適切に対応いただきたい。

2　免除証明書について

平成24年3月以降は、一部負担金の免除が延長される組合員等と延長されない組合員等がいることとなるため、延長される組合員等の免除証明書を更新し、延長されない組合員等の免除証明書を回収することが必要であり、適切に対応されたいこと。

なお、免除証明書の更新については、有効期限を更新することで対応しても差し支えないこと。

3　入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとすること。

なお、関係告示については、厚生労働省において平成24年2月中に公布される予定であること。

医療機関等を受診された被災者の方々へ　　厚生労働省

◎ 平成24年３月１日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

１．免除を受けることができる期限と対象者

○ 東京電力福島原発事故による警戒区域等（注）のすべての住民の方(※1)　→ 平成２５年２月２８日まで

○ 東日本大震災による被災区域（警戒区域等（注）以外）の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度 及び 全国健康保険協会にご加入の方(※1)(※2)　→ 平成２４年９月３０日まで

(※1) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(※2) その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

（注）「警戒区域等」とは、
① 警戒区域
② 計画的避難区域
③ 旧 緊急時避難準備区域
④ 特定避難勧奨地点（ホットスポット）
と指定された4つの区域等をいいます。

〈 窓口負担が免除される方 〉

（1）災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、

（2）以下のいずれかに該当する方

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

２．国民健康保険、後期高齢者医療制度 及び 全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年２月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。(※3)

(※3)　その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

市町村名
広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 入院時食事療養費 及び 入院時生活療養費 の自己負担の免除は、平成24年２月29日までとなります。